

一 般 競 争 入 札 説 明 書

沖縄県立鏡が丘特別支援学校長が発注する警備委託契約にかかる一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公 告 日

令和8年7月 13 日（月）

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 鏡が丘特別支援学校警備業務委託契約
- (2) 履行場所 沖縄県立鏡が丘特別支援学校
沖縄県浦添市当山3丁目2番7号
- (3) 契約内容 仕様書による
- (4) 契約期間 令和8年8月1日から令和 13 年7月 31 日まで（60 ヶ月）
- (5) 留意事項

本契約は「沖縄県長期継続契約を締結させることができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降、本契約における歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、予算の範囲内における変更契約を契約締結者にて協議し、合意に至らず本契約の継続が困難であると判断される場合は、当該契約は解除することができるものとする。

3 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県庁警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規定（平成元年 11 月 20 日沖縄県告示第 808 号）に基づく警備業登録者名簿に登録された者であること。
- (3) 一般入札参加資格申請書の提出期限から本業務の落札決定日までの期間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 沖縄県内に主たる事務所がある者で、かつ沖縄本島に本店又は支店、営業所を有し本業務について、速やかに対応できること。
- (6) 沖縄県税（法人事業税等）、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (7) 沖縄県物品調達における暴力団の排除に関する協定書に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 機械警備中において異常警報発信時（休日、夜間を含む）に 30 分以内に現場に到着し、迅速に対応できること。
- (9) 学校現場の諸要望に適宜、迅速に応えられること。

4 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、入札参加資格等を確認するために次の書類を申込期間内に提出すること。ただし、書類不備等がある場合は申込期間内に補正しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- イ 応札明細書
- ウ 入札保証金に関する書類(別紙入札保証金説明書を参照)
- エ 資格に要する確認資料
 - ① 誓約書
 - ② 県税(個人事業税、法人事業税)
 - ③ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
 - ④ 労働保険関係※領収済通知書等(写し)
 - ⑤ 健康保険・厚生年金保険関係※領収済通知書等(写し)
 - ⑥ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(2) 申込場所

沖縄県立鏡が丘特別支援学校
〒901-2304 沖縄県浦添市当山3丁目2番7号

(3) 申込期間

令和8年7月13日(月)から令和8年7月22日(水)まで
受付時間 午前9時から午後5時まで(土日・祝日除く)
直接持参又は郵便(簡易書留に限る)

5 入札の日時及び場所

日時 令和8年7月27日(月) 午前10時
場所 沖縄県立鏡が丘特別支援学校1階 教育相談室
沖縄県浦添市当山3丁目2番7号

6 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び円に限る

7 入札保証金に関する事項

別紙入札保証金説明書による

8 入札方法等

- (1) 入札者は、上記4(1)に定める書類を提出した上で、入札書を提出しなければならない。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法
 - ア. 代理人が入札する場合は、必ず「委任状」を提出すること。また代理人は印鑑を持参して入札に参加すること。
 - イ. 入札金額は算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。

- ウ. 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。
 - エ. 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
 - オ. 入札者は、入札者をいったん入札箱に投稿した後は、開札の前後を問わず、書換、引替え、変更又は取消をすることができない。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

10 入札の辞退等

都合により入札を辞退する場合には、入札日時の前までに「入札辞退届」を郵送又は持参により提出すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額が予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2 第1項第8号の規程に基づき、随意契約ができるものとする。

12 契約保証金に関する事項

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規程により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体とこの入札に

付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来して二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 契約締結の期限

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内の契約を結ばなければならない。

14 その他

(2) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、書面により行うこととする。ただし、軽微な内容についてのみ電話での質疑を可とする。

ア質疑対応期間 令和8年7月13日(月)から令和8年7月22日(水)まで(土日・祝祭日を除く)
午前9時～午後5時

イ提出先 沖縄県立鏡が丘特別支援学校

ウ提出方法 FAX(098-877-9958)又はメール(xx350168@pref.okinawa.lg.jp)

15 入札及び契約に関する事務の担当者及び連絡先

担当: 久場島

電話番号: 098-877-4940

FAX 番号: 098-877-9958

電子メールアドレス: xx350168@pref.okinawa.lg.jp